

令和 6 年度 第 2 回 市川市公共交通協議会

令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火） 1 4 時

市川市役所 第 2 庁舎 4 階大会議室 1 ・ 2

会 議 次 第

議 事

- 1 . コミュニティバス南部ルート検証実験運行の終了について
- 2 . 規約の改正について
- 3 . バス・タクシー就職説明会について
- 4 . その他

市川市公共交通協議会委員

	区分	対象組織	氏名	会長 副会長	役職
1	学識経験者	交通工学学識経験者	藤井 敬宏	会長	日本大学理工学部 特任教授/博士(工学)
2	公共交通事業者	京成バス株式会社	三浦 裕樹	副会長	取締役 営業部長
3		京成トランジットバス株式会社	藤本 剛弘		代表取締役社長
4		京成タクシー市川株式会社	田中 裕也		代表取締役社長
5		有限会社武藤自動車	武藤 厚		代表取締役
6		一般社団法人 千葉県バス協会	成田 斉		専務理事
7	公共交通関係団体	一般社団法人 千葉県タクシー協会	木嶋 譲		理事/京葉西部地区タクシー 運営委員会 委員長
8	地域公共交通の 利用者	市川市コミュニティバス 実行委員会	奥山 浩康		北東部ルート実行委員会 代表
9			稲垣 カツ	監査	南部ルート実行委員会 実行委員長
10	運輸支局	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	小林 聡		首席運輸企画専門官
11	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	高橋 晃浩		副所長
12		東日本高速道路株式会社 関東支社千葉工事事務所	今藤 健一		副所長
13		千葉県葛南土木事務所	中山 康士		次長
14		市川市	高石 直之		道路管理課 課長
15	公安委員会	市川警察署	金野 誠昭		交通課長
16		行徳警察署	盛岡 将人		交通課長
17	市町村	市川市	米崎 勝則	監査	道路交通部 部長
18	一般旅客自動車運 送事業者の運転者 が組織する団体	京成バス労働組合	菅谷 直人		市川分会 分会長
19		京成トランジットバス株式会社	菊池 恵一		従業員代表

令和6年度第2回市川市公共交通協議会(座席表)

日時:令和6年10月29日(火) 14時

場所:市川役所第2庁舎 4階 大会議室1・2口

	京成バス 株式会社	日本大学特任教授 博士(工学)	国土交通省 千葉運輸支局	
	三浦委員	藤井会長	小林委員	
京成トランジットバス 株式会社	藤本委員			国土交通省 首都国道事務所
京成トランジットバス 株式会社	高濱 様			千葉県 葛南土木事務所
京成タクシー市川(株)	田中委員			東日本高速道路(株) 千葉工事事務所
有限会社武藤自動車	武藤委員			市川警察署 北垣内 様 (金野委員 代理)
千葉県バス協会	成田委員			行徳警察署
千葉県タクシー協会	木嶋委員			コミュニティバス北東部 ルート実行委員会
京成バス労働組合	菅谷委員			コミュニティバス南部 ルート実行委員会
京成トランジットバス 従業員代表	菊池委員			市川市道路管理課
				市川市道路交通部
				米崎委員
	事務局	事務局	事務局	

1. コミュニティバス南部ルート検証実験運行の終了について

1. 趣旨

令和6年2月より、わくわくバスが通行していない地域における需要を確認するなど、わくわくバスの利便性の向上及び採算率向上策を検討する一助とすることを目的として、検証実験運行を行っている。

本検証実験運行は、1年間の運行を予定していたものであることから、令和7年1月31日をもって運行終了としてよろしいか伺うもの。

また、検証実験運行の現在までの運行実績について報告するもの。

2. 現在までの運行実績

(1) 利用者数(令和6年2月～9月 8か月)

	合計	行徳ルート	南行徳ルート
利用者数	6,708 人	2,953 人	3,755 人
1日あたり	27.6 人	12.2 人	15.5 人
1便あたり	1.97 人	1.74 人	2.21 人

(2) 採算率等

令和5年度(令和6年2月～3月 2か月)

	合計	行徳ルート	南行徳ルート
採算率	5.6%	4.4%	6.8%
一人当たり市負担金 (総運行経費)	14,338 円	18,246円	11,811円
一人当たり市負担金 (ランニングコスト)	3,018円	3,889円	2,454円

※総運行経費 19,063,471円

(内ランニングコスト 4,200,044円)

運行収入 237,177円

市負担金 18,826,294円

令和 6 年度(令和 6 年 4 月～9 月 6 か月)

	合計	行徳ルート	南行徳ルート
採算率	7.2%	6.3%	8.1%
一人当たり市負担金 (想定運行経費)	3,902 円	4,319 円	3,559 円
一人当たり市負担金 (ランニングコスト)	2,517 円	2,786 円	2,295 円

※総運行経費 35,088,544 円(想定)
(内ランニングコスト 22,630,210 円(想定))

(3)利用者の多いバス停(令和 6 年 2 月～9 月 8 か月 延べ利用者数)

・行徳ルート

バス停名	利用者数
行徳駅	1,882 人
行徳総合病院	625 人
富浜	575 人
ヴェレーナシティ行徳	418 人
中江川橋	335 人

・南行徳ルート

バス停名	利用者数
行徳駅	2,858 人
あいねすと駐車場前	1,646 人
欠真間公園	703 人
南行徳駅	695 人
行徳郵便局	394 人

※色付きは新規バス停

3. OD調査について

令和 6 年 7 月 7 日(日)及び7月9日(火)にOD調査を実施。
調査結果については、資料 1 を参照。

4. 今後について

コミュニティバス南部ルート実行委員会において、今回の検証実験運行の結果を踏まえて、コミュニティバス南部ルートわくわくバスの運行計画の見直しを進めていく。

南部ルート検証実験運行 OD調査結果

【調査概要】

○調査目的

市川市コミュニティバス検証実験運行における乗客の流動実態を明確に把握し、今後のわくわくバスの運行計画見直しに活用する基礎データとすること

○調査対象

行徳ルート・南行徳ルート全便の利用者(無賃の乳幼児を除く)

○調査実施日

(平日)

令和6年7月9日(火) 天気:曇り一時雨

(休日)

令和6年7月7日(日) 天気:晴れ

○調査方法

対象車両に調査員が2名乗車し、利用者に車内にて調査カードを配布・回収した。(乗車時に配布、降車時に回収。)

○調査結果(概要)

(平日)

利用者数	合計	33人
	行徳ルート	12人(P9のとおり)
	南行徳ルート	21人(P10のとおり)

(休日)

利用者数	合計	16人
	行徳ルート	7人(P11のとおり)
	南行徳ルート	9人(P12のとおり)

南部ルート検証実験運行 OD調査結果

【調査カード結果一覧】

・70歳以上の利用者が全体の約33%を占めており、わくわくバスの割合(R3年度OD調査 約25%)より多い結果であった

・主な利用目的は、通勤・通学・習い事が約35%、買い物が約28%と日常的な移動に使われる一方で、通院が約2%(1件のみ)という結果であった。

・月に複数回以上利用すると回答した方は、70%を超えており、特に南行徳ルートでは、約80%と高い数字になった。

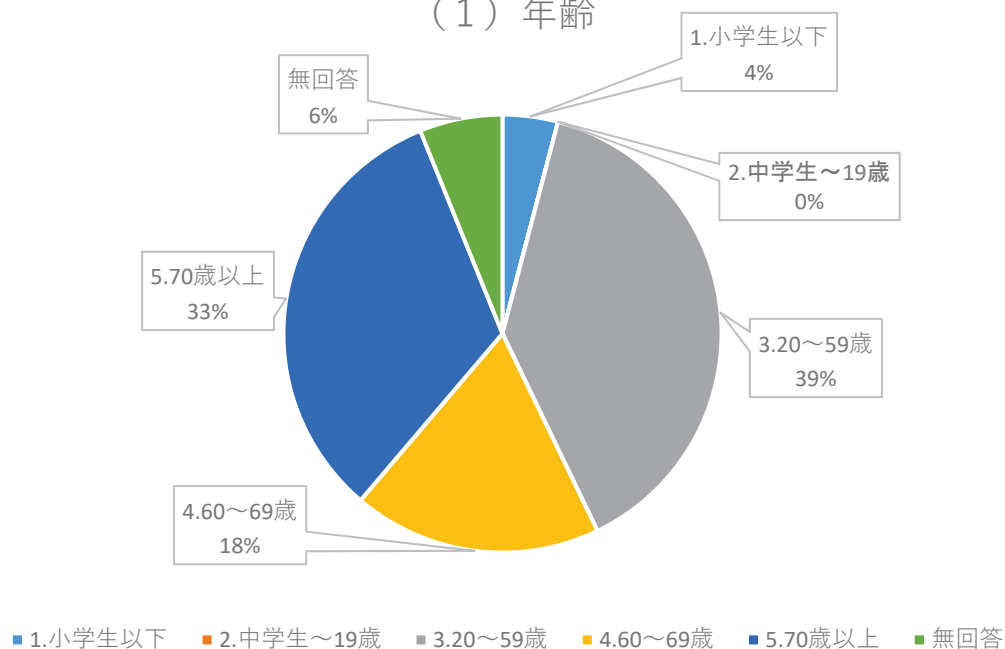
・利用者の約30%が、乗換をしており、そのうちの半分以上が行徳ルート・南行徳ルートでの乗換をしたという結果であった。

	両ルート合算 (49人)			行徳ルート (19人)			南行徳ルート (30人)		
	全合計	平日	休日	合計	平日	休日	合計	平日	休日
1.小学生以下	2	0	2	1	0	1	1	0	1
2.中学生～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 3.20～59歳	19	14	5	10	8	2	9	6	3
4.60～69歳	9	4	5	2	0	2	7	4	3
5.70歳以上	16	12	4	5	3	2	11	9	2
無回答	3	3	0	1	1	0	2	2	0
1.通勤・通学・習い事	17	13	4	7	5	2	10	8	2
(2) 2.買い物	14	9	5	5	2	3	9	7	2
3.通院	1	1	0	0	0	0	1	1	0
4.行楽・帰省	4	0	4	0	0	0	4	0	4
5.その他	10	7	3	6	4	2	4	3	1
無回答	3	3	0	1	1	0	2	2	0
1.週5回以上	4	2	2	1	0	1	3	2	1
(3) 2.週3回程度	9	7	2	5	3	2	4	4	0
3.月に数回	23	15	8	6	3	3	17	12	5
4.あまり利用しない	10	6	4	6	5	1	4	1	3
無回答	3	3	0	1	1	0	2	2	0
1.平日 (月～金)	28	23	5	10	8	2	18	15	3
(4) 2.土曜日	2	0	2	1	0	1	1	0	1
3.日祝日	6	1	5	2	0	2	4	1	3
4.特に決めていない	14	7	7	6	3	3	8	4	4
無回答	3	3	0	1	1	0	2	2	0
1.わくわくバス	3	2	1	1	1	0	2	1	1
(5) 2.行徳・南行徳ルート	8	5	3	4	2	2	4	3	1
3.他の路線バス	4	2	2	2	1	1	2	1	1
4.利用しない	31	21	10	11	7	4	20	14	6
無回答	3	3	0	1	1	0	2	2	0

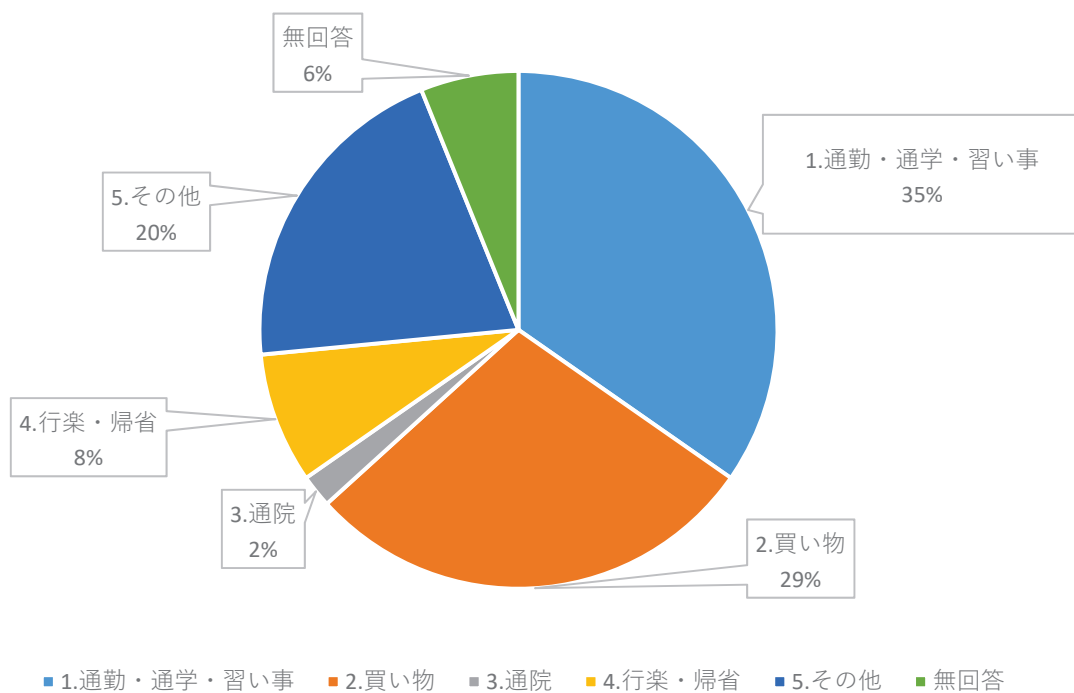
南部ルート検証実験運行 OD調査結果

【調査カード結果グラフ】

(1) 年齢



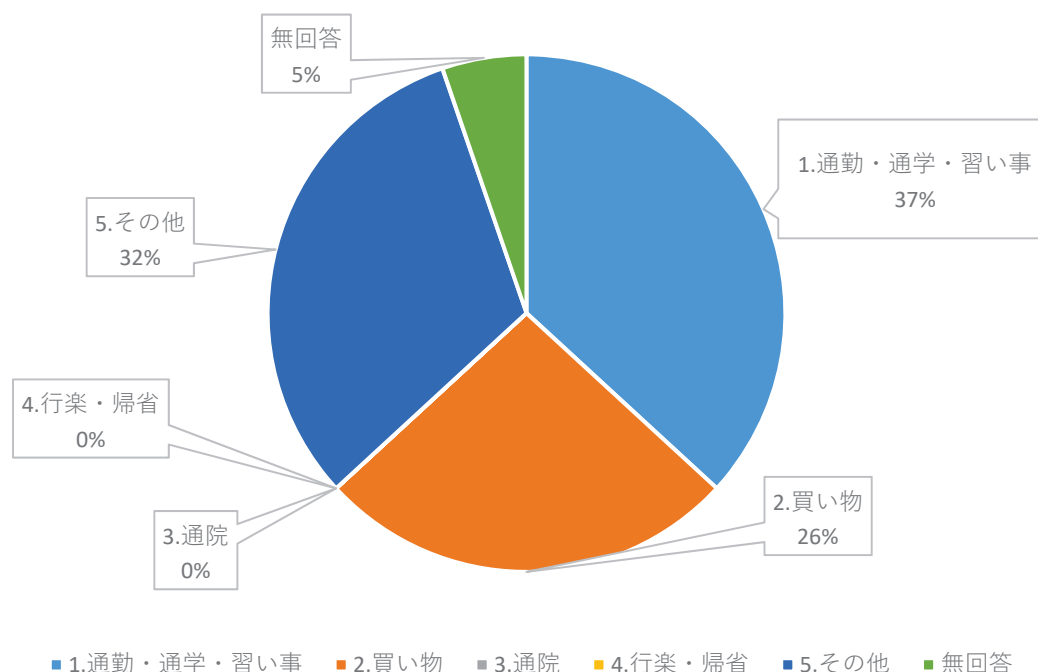
(2) 利用目的



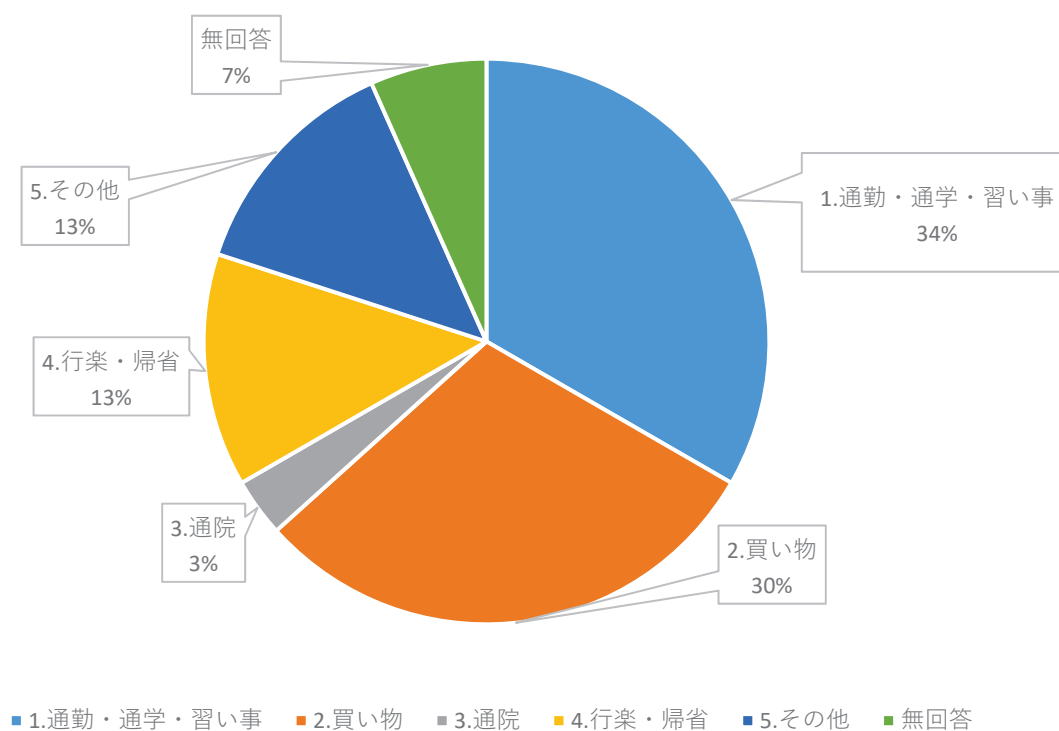
南部ルート検証実験運行 OD調査結果

【調査カード結果グラフ】

(2) 利用目的 (行徳ルート)



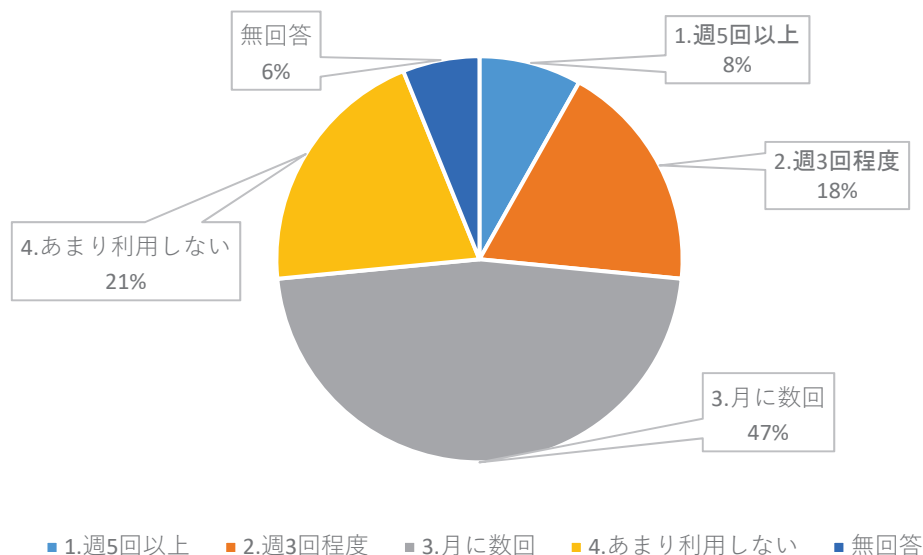
(2) 利用目的 (南行徳ルート)



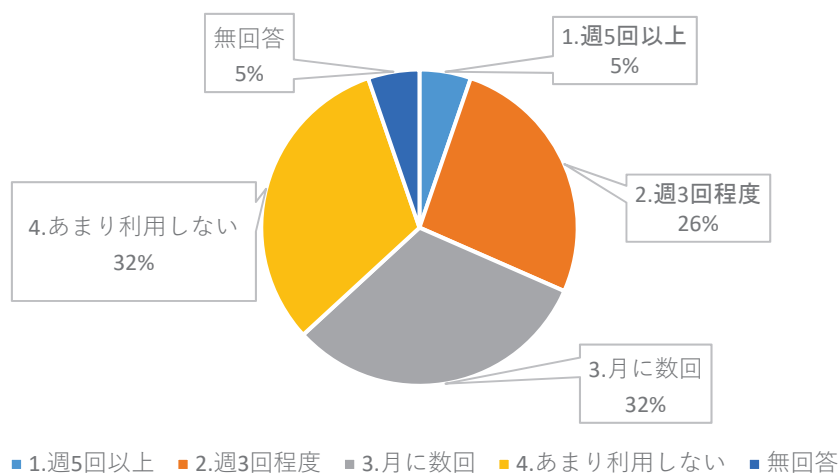
南部ルート検証実験運行 OD調査結果

【調査カード結果グラフ】

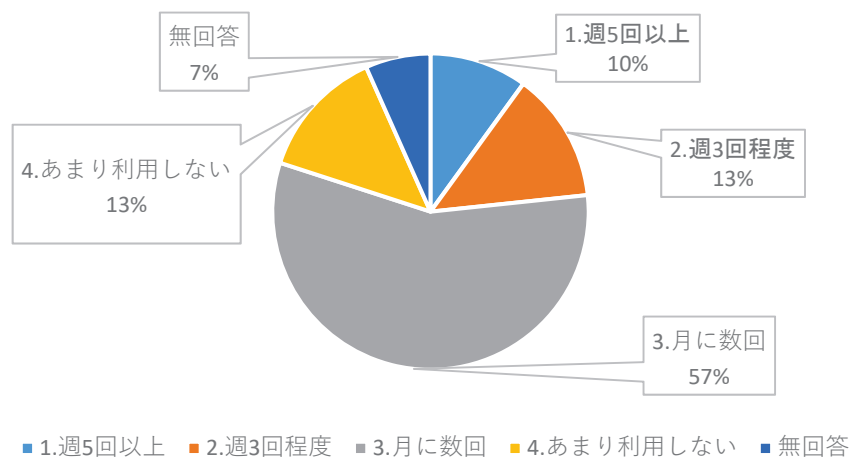
(3) 利用回数



(3) 利用回数 (行徳ルート)



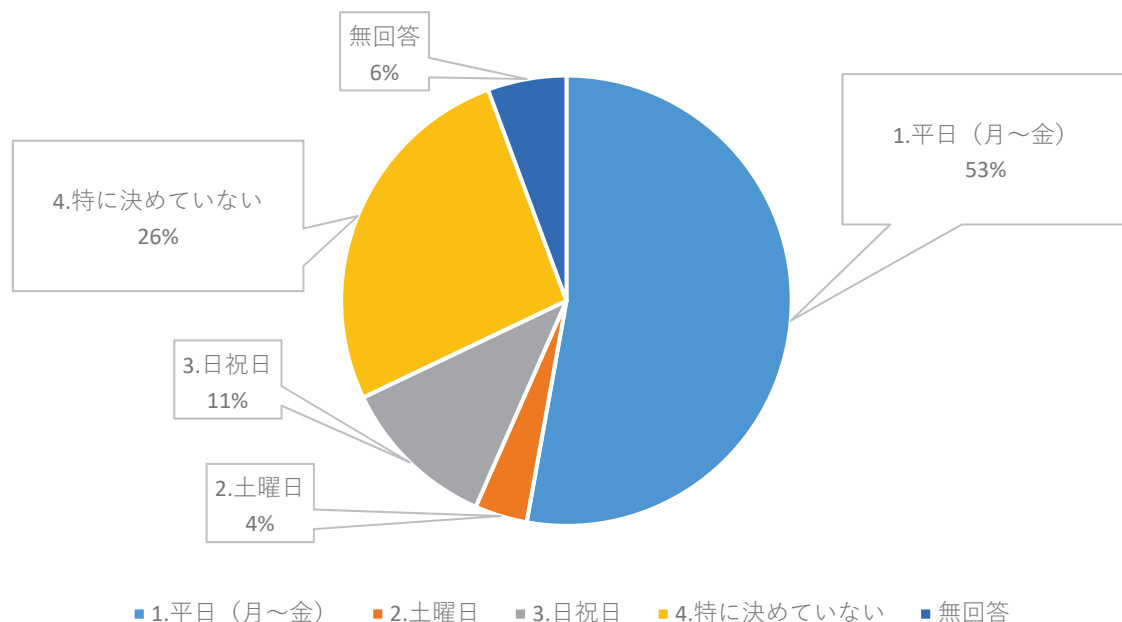
(3) 利用回数 (南行徳ルート)



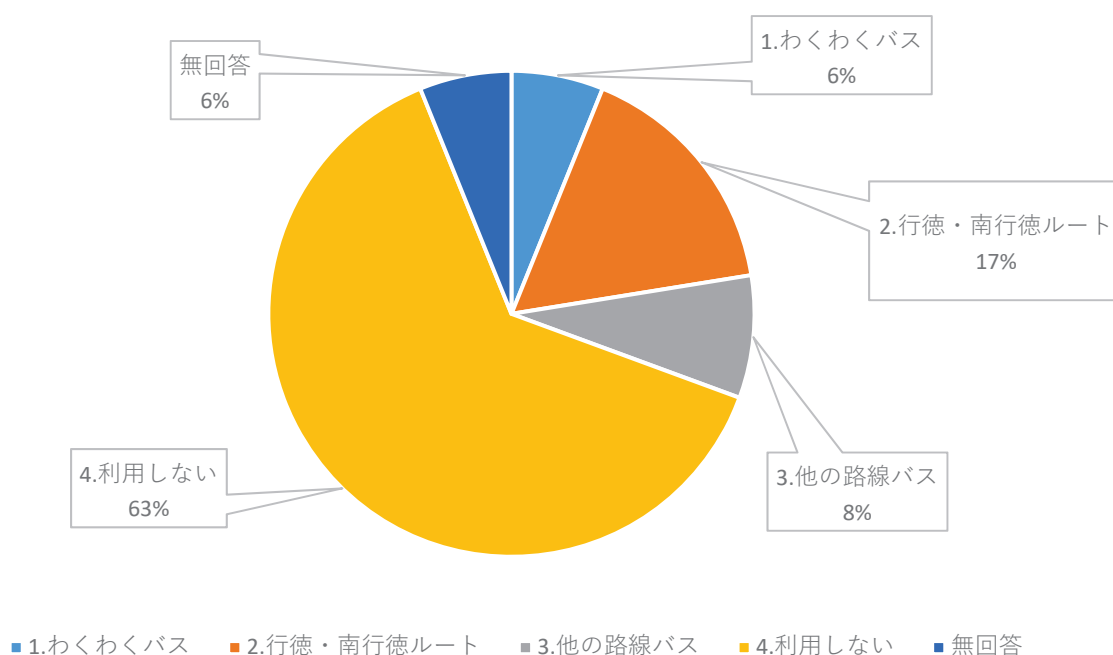
南部ルート検証実験運行 OD調査結果

【調査カード結果グラフ】

(4) 利用曜日



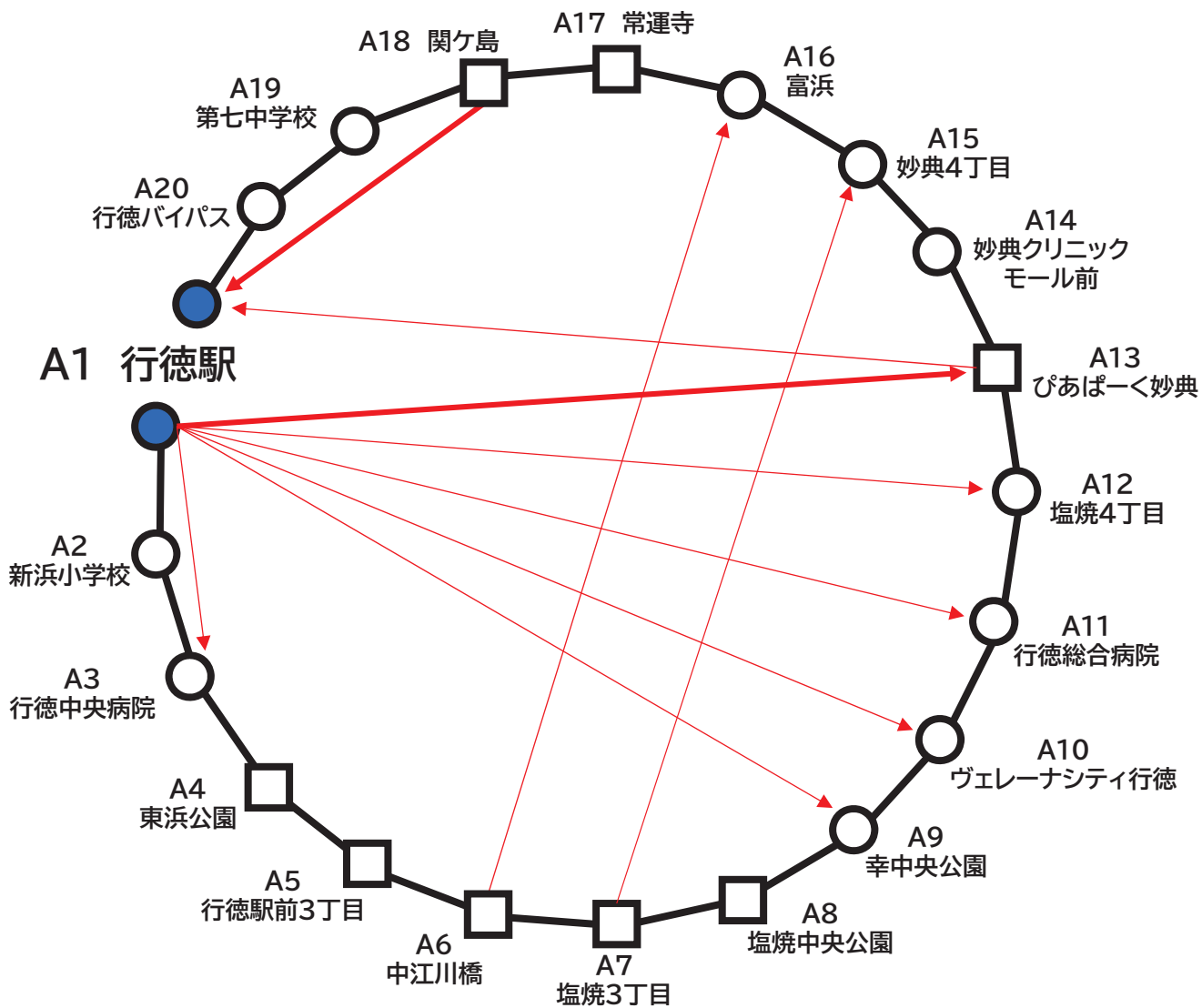
(5) 乗換利用



(平日)行徳ルート OD調査結果

令和6年7月9日(火) 天気:曇り一時雨 利用者 12人

・行徳駅から利用した半数以上が既存のバス路線で可能な移動であった



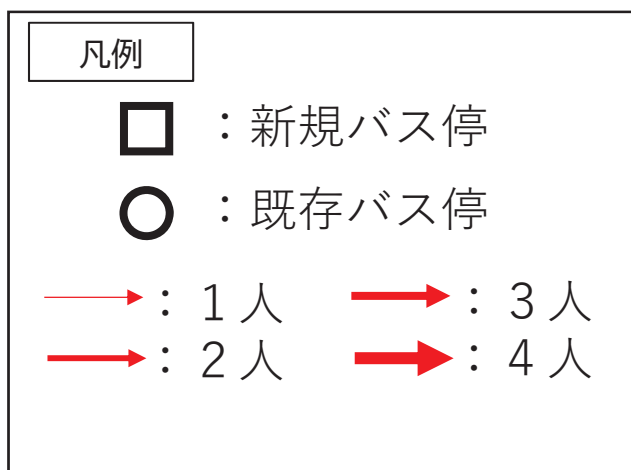
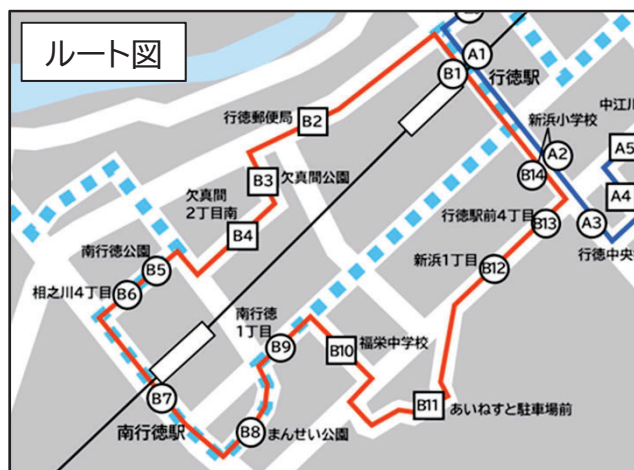
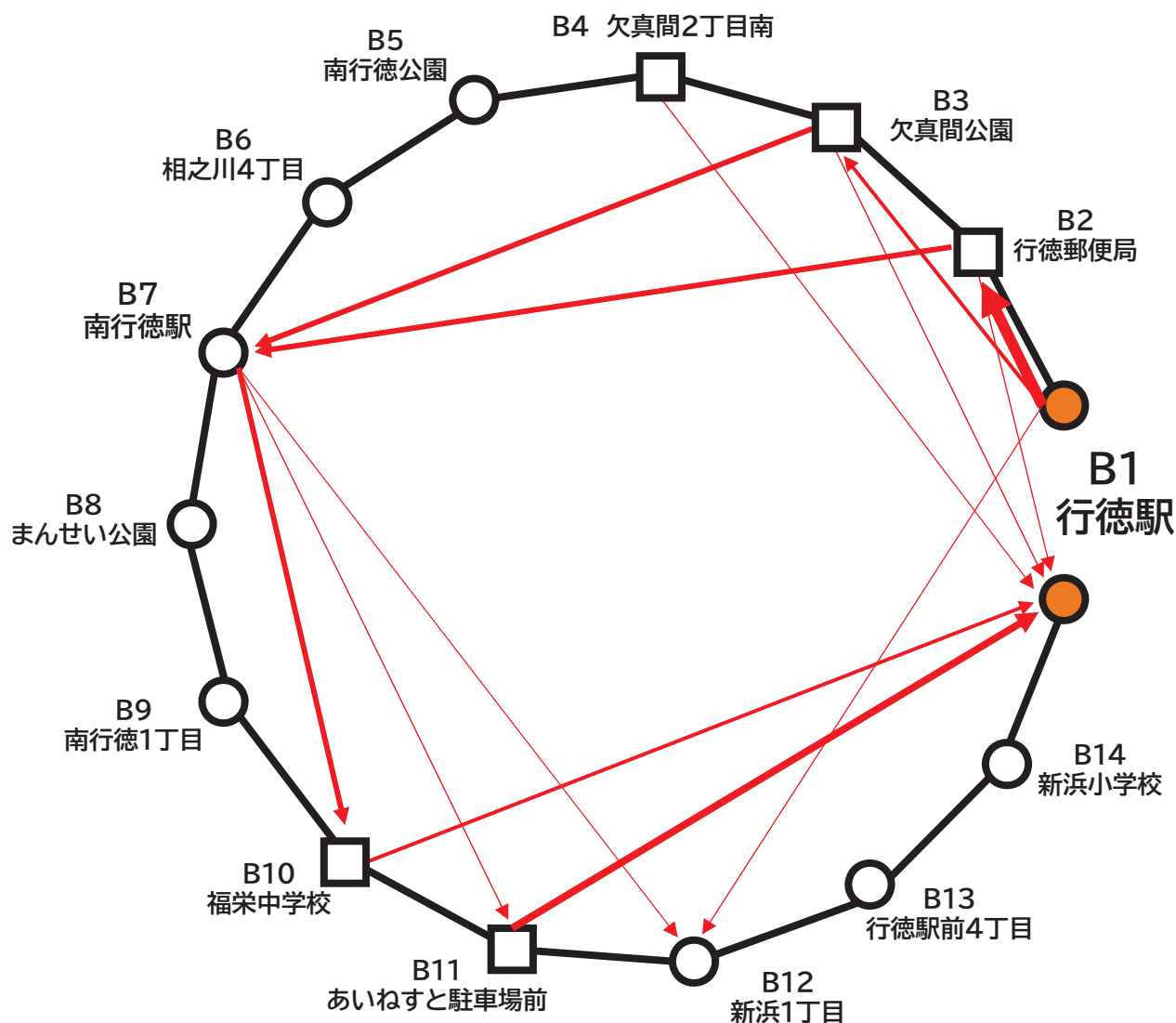
凡例

- : 新規バス停
- : 既存バス停
- : 1人
- : 2人

(平日)南行徳ルート OD調査結果

令和6年7月9日(火) 天気:曇り一時雨 利用者 21人

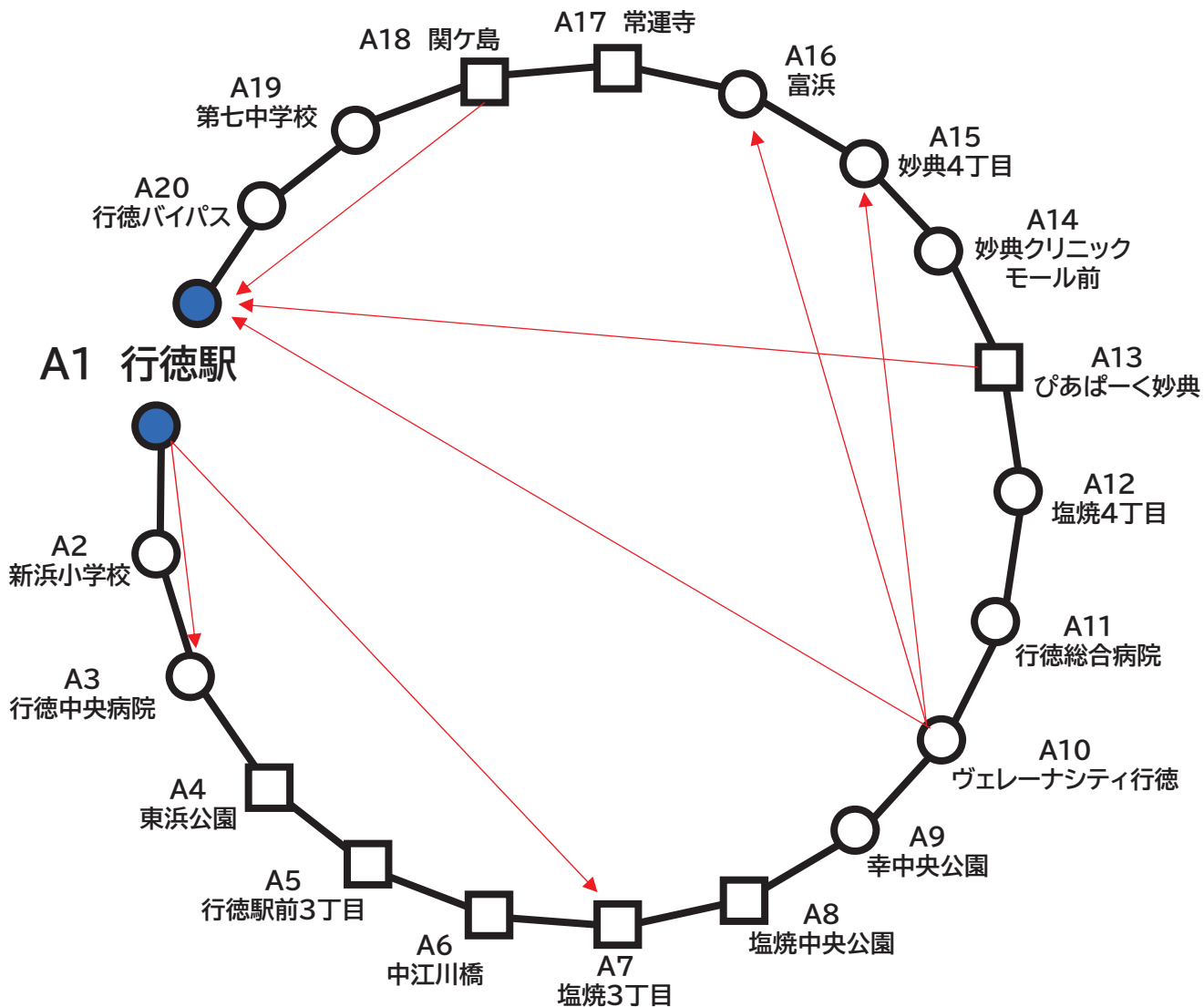
- ・新規バス停と鉄道駅間の利用が目立つ(19人/21人)
- ・既存のバス路線でも可能な移動の利用は1人のみ



(休日)行徳ルート OD調査結果

令和6年7月7日(日) 天気:晴れ 利用者 7人

・7人中半数近くの3人が既存のバス路線で可能な移動であった



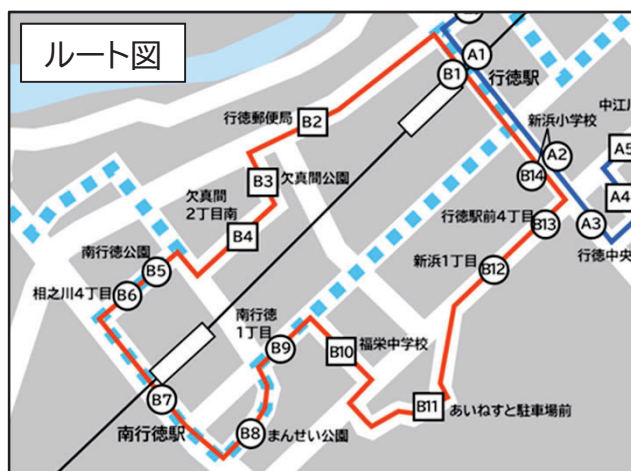
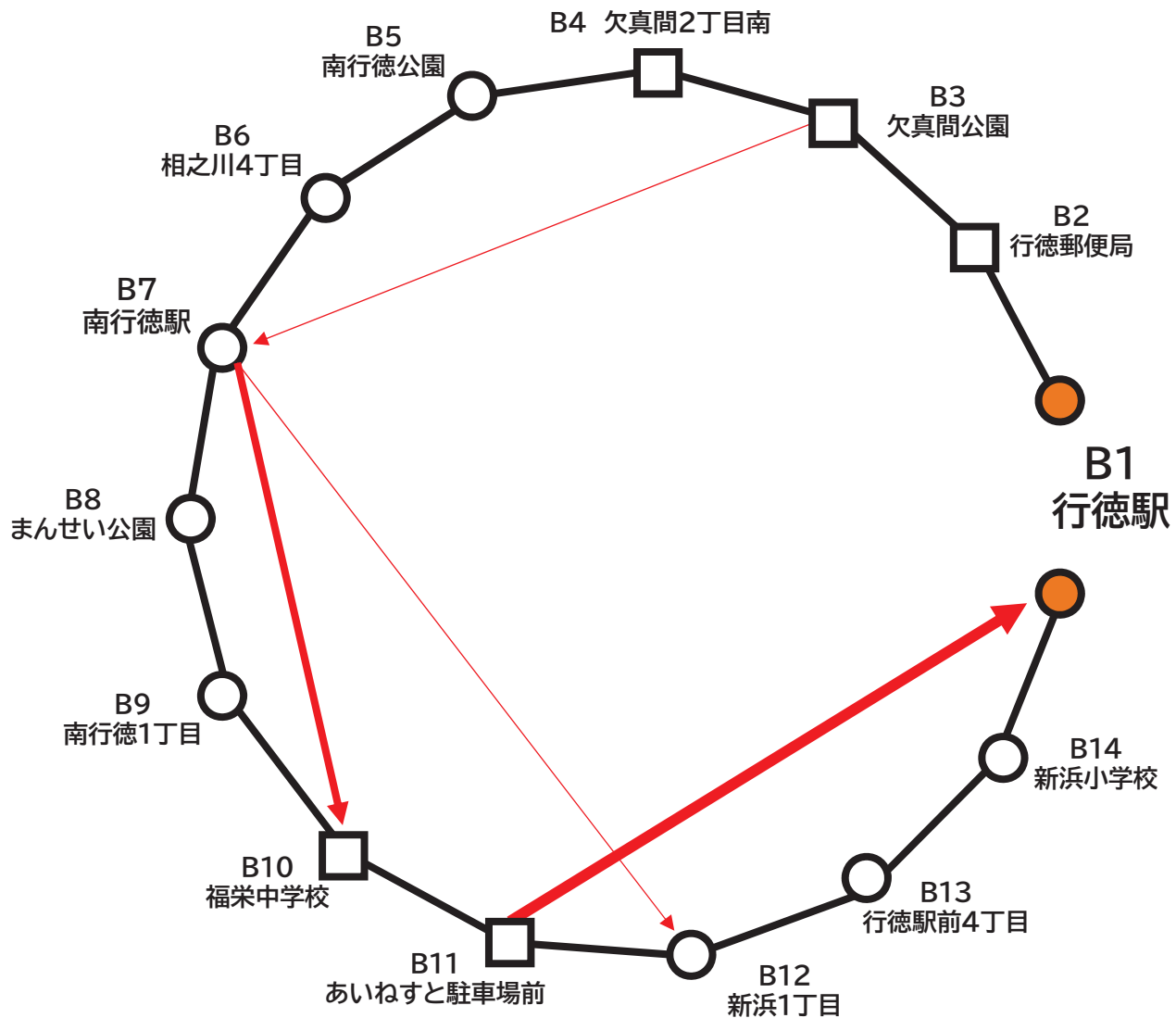
凡例

- : 新規バス停
- : 既存バス停
- : 1人

(休日)南行徳ルート OD調査結果

令和6年7月7日(日) 天気:晴れ 利用者 9人

- ・新規バス停と鉄道駅間の利用が目立つ(8人/9人)
- ・既存のバス路線で可能な移動の利用はなし



凡例

□ : 新規バス停

○ : 既存バス停

→ : 1人

→ : 3人

→ : 4人

2. 規約の改正について

1. 趣旨

市川市公共交通協議会規約(以下、本協議会規約)につきまして、施行後の法令改正や実情に鑑み、改正について伺うもの。

なお、承認いただけた場合、本協議会規約の条に繰り下がりが発生することから、当該改正箇所を引用している規程についてもあわせて改正を行うこととする。

2. 改正内容について

(1) 法令改正

① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

従来の「地域公共交通網形成計画」に代わる、新たな法定計画として「地域公共交通計画」の作成が努力義務化された。

→本協議会規約第1条の目的及び第2条の事業に反映

② 道路運送法の改正

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした。(協議運賃に関する協議は、道路運送法第9条第4項に規定される協議会(市川市運賃協議会)で行うこととなった。)

→本協議会規約第2条から運賃及び料金に関する規定を削除

(2) その他

① 事業に地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等の追加

→本協議会規約第2条第5号に追加

② 会議の成立要件、議決方法、書面開催に関する記載を修正及び追加

→第9条第1項及び第3項を修正並びに第4項、第5項及び第10条に追加

③ 文言の修正

→第8条「報奨」を「報償」に修正

3. 事前送付案からの変更点

意見照会でいただいた意見をもとに、以下の点を修正した。

(1) 第2条第4項

事前送付案	修正後
(事業) 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)～(3)省略 (4)地域の実情や将来計画に応じた適切な乗合旅客運行の態様に関する事 (5)、(6)省略	(事業) 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)～(3)省略 (4)地域の実情や将来計画に応じた適切な乗合旅客運行の態様に関する事 <u>(運賃及び料金設定に関する事を除く)</u> (5)、(6)省略

(2) 第9条第1項

現行	改正案
(協議会の運営) 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が <u>協議に係る</u> 委員を召集し議長となる。	(協議会の運営) 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が <u>(削除)</u> 委員を召集し議長となる。

市川市公共交通協議会規約（現行）	市川市公共交通協議会規約（改正案）
（目的） 第1条 市川市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。<u>以下「活性化法」という。</u>）第6条第1項及び道路運送法（昭和26年法律第183号。<u>以下「運送法」という。</u>）による規程に基づき、地域の関係者の連絡調整を図り、<u>市川市地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の<u>作成</u>に関する協議<u>及び形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うほか、公共交通の利用促進等に向けた関係者間の協議を行うため設置する。 （事業） 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （1）<u>形成計画</u>の策定及び変更の<u>協議</u>に関すること （2）<u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること （3）<u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること （4）地域の実情や将来計画に応じた適切な乗合旅客運行の態様にすること （5）<u>社会的経済的事情に照らした運賃及び料金設定に関すること</u> （6）前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要なこと （組織） 第3条 協議会は、会長、副会長1名及び別表1に掲げる委員をもって組織する。 （会長） 第4条 会長は、別表1に掲げる委員の互選により定める。 2 会長は協議会を代表しその会を総理する。 （副会長） 第5条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 （委員の任期） 第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 （任期満了又は辞任の場合） 第7条 委員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。 （報奨） 第8条 委員には、報<u>奨</u>を支給する。 2 会長には月額9,100円を支給するものとする。 3 会長以外の委員には月額2,500円を支給するものとする。 （協議会の運営） 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が<u>協議に関係する</u>委員を召集し議長となる。 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 3 <u>委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この際、あらかじめ会長に代理の者の氏名、役職等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</u>	（目的） 第1条 市川市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。<u>（削除）</u>）第6条第1項及び道路運送法（昭和26年法律第183号。<u>（削除）</u>）による規程に基づき、地域の関係者の連絡調整を図り、<u>市川市地域公共交通計画</u>（以下「<u>地域公共交通計画</u>」という。）の<u>策定</u>に関する協議<u>並びに地域公共交通計画に位置付けられた事業</u>の実施に係る連絡調整を行うほか、公共交通の利用促進等に向けた関係者間の協議を行うため設置する。 （事業） 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （1）<u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更 <u>（削除）</u>に関すること （2）<u>地域公共交通計画に位置づけられた事業</u>の実施に係る連絡調整に関すること （3）<u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること （4）地域の実情や将来計画に応じた適切な乗合旅客運行の態様にすること <u>（運賃及び料金設定に関することを除く）</u> （5）<u>（削除）</u> （6）前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要なこと （組織） 第3条 協議会は、会長、副会長1名及び別表1に掲げる委員をもって組織する。 （会長） 第4条 会長は、別表1に掲げる委員の互選により定める。 2 会長は協議会を代表しその会を総理する。 （副会長） 第5条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 （委員の任期） 第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 （任期満了又は辞任の場合） 第7条 委員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。 （報償） 第8条 委員には、報<u>償</u>を支給する。 2 会長には月額9,100円を支給するものとする。 3 会長以外の委員には月額2,500円を支給するものとする。 （協議会の運営） 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が <u>（削除）</u>委員を召集し議長となる。 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 3 <u>会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。</u> 4 <u>委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。</u> 5 <u>会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u>

市川市公共交通協議会規約（現行）	市川市公共交通協議会規約（改正案）
<u>4</u> 会議は原則として公開とする。ただし次の各号に定める場合は非公開とすることができる。 (1) 会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき (2) 個人情報の漏洩の恐れがあるとき <u>5</u> 協議会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。 <u>6</u> 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議録) 第<u>10</u>条 会議については、協議録を作成しなければならない。 2 協議録には次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開催日時及び開催場所 (2) 出席した委員 (3) 協議内容 3 作成された協議録は会長の承認により確定するものとする。 (分科会) 第<u>11</u>条 第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会をおくことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、必要となる分科会に応じて会長が定める。 (事務局) 第<u>12</u>条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、市川市道路交通部交通計画課に置く。 3 事務局には事務局長を置き、市川市道路交通部交通計画課長をもって充てる。 4 事務局員は、市川市道路交通部交通計画課職員をもって充てる。 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 6 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、事務局長が会議を招集し、新たな議長が決まるまで仮議長として会議の運営にあたる。 (経費) 第<u>13</u>条 協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。 (監査) 第<u>14</u>条 監査委員は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。 2 協議会に監査委員2人を置く 3 協議会の出納監査は監査委員が行う。 4 監査委員は監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項) 第<u>15</u>条 協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置) 第<u>16</u>条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (規約の変更) 第<u>17</u>条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。	<u>6</u> 会議は原則として公開とする。ただし次の各号に定める場合は非公開とすることができる。 (1) 会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき (2) 個人情報の漏洩の恐れがあるとき <u>7</u> 協議会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。 <u>8</u> 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (書面開催) <u>第10条</u> 会長は、緊急を要する事項または会長が必要と認めたものについては、議事の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。(以下「書面開催」という。) <u>2</u> 前項の書面開催による会議においては、第8条及び前条第1項から第3項及び第5項から第8項までの規定を準用する。 (協議録) 第<u>11</u>条 会議については、協議録を作成しなければならない。 2 協議録には次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開催日時及び開催場所 (2) 出席した委員 (3) 協議内容 3 作成された協議録は会長の承認により確定するものとする。 (分科会) 第<u>12</u>条 第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会をおくことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、必要となる分科会に応じて会長が定める。 (事務局) 第<u>13</u>条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、市川市道路交通部交通計画課に置く。 3 事務局には事務局長を置き、市川市道路交通部交通計画課長をもって充てる。 4 事務局員は、市川市道路交通部交通計画課職員をもって充てる。 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 6 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、事務局長が会議を招集し、新たな議長が決まるまで仮議長として会議の運営にあたる。 (経費) 第<u>14</u>条 協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。 (監査) 第<u>15</u>条 監査委員は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。 2 協議会に監査委員2人を置く 3 協議会の出納監査は監査委員が行う。 4 監査委員は監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項) 第<u>16</u>条 協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置) 第<u>17</u>条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (規約の変更) 第<u>18</u>条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

市川市公共交通協議会規約（現行）	市川市公共交通協議会規約（改正案）																																																												
（委任） 第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は平成21年1月15日から施行する。 2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。 附 則 1 この規約は平成23年11月24日から施行する。 附 則 1 この規約は平成26年11月1日から施行する。 附 則 1 この規約は平成27年5月11日から施行する。 附 則 1 この規約は令和元年7月1日から施行する。	（委任） 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は平成21年1月15日から施行する。 2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。 附 則 1 この規約は平成23年11月24日から施行する。 附 則 1 この規約は平成26年11月1日から施行する。 附 則 1 この規約は平成27年5月11日から施行する。 附 則 1 この規約は令和元年7月1日から施行する。 附 則 1 この規約は令和6年 月 日から施行する。																																																												
別表1	別表1																																																												
<table><tr><th>区 分</th><th>対象組織</th><th>役 職</th></tr><tr><td>市町村</td><td>市川市</td><td>道路交通部長</td></tr><tr><td>公共交通事業者</td><td>京成バス株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成タクシー市川株式会社 有限会社武藤自動車</td><td>営業部長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役</td></tr><tr><td>各公共交通関係団体</td><td>一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会</td><td>専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長</td></tr><tr><td>地域公共交通の利用者</td><td>市川市コミュニティバス実行委員会</td><td>北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長</td></tr><tr><td>運輸支局</td><td>国土交通省関東運輸局千葉運輸支局</td><td>首席運輸企画専門官</td></tr><tr><td>学識経験者</td><td>交通工学学識経験者</td><td>交通工学関係大学教授</td></tr><tr><td>道路管理者</td><td>首都国道事務所 東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所市川市</td><td>副所長 副所長 次長 道路管理課長</td></tr><tr><td>公安委員会</td><td>市川警察署 行徳警察署</td><td>交通課長 交通課長</td></tr><tr><td>一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体</td><td>京成バス労働組合 京成トランジットバス株式会社</td><td>市川分会 分会長 従業員代表</td></tr></table>	区 分	対象組織	役 職	市町村	市川市	道路交通部長	公共交通事業者	京成バス株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成タクシー市川株式会社 有限会社武藤自動車	営業部長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役	各公共交通関係団体	一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長	地域公共交通の利用者	市川市コミュニティバス実行委員会	北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長	運輸支局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	学識経験者	交通工学学識経験者	交通工学関係大学教授	道路管理者	首都国道事務所 東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所市川市	副所長 副所長 次長 道路管理課長	公安委員会	市川警察署 行徳警察署	交通課長 交通課長	一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 京成トランジットバス株式会社	市川分会 分会長 従業員代表	<table><tr><th>区 分</th><th>対象組織</th><th>役 職</th></tr><tr><td>市町村</td><td>市川市</td><td>道路交通部長</td></tr><tr><td>公共交通事業者</td><td>京成バス株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成タクシー市川株式会社 有限会社武藤自動車</td><td>営業部長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役</td></tr><tr><td>各公共交通関係団体</td><td>一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会</td><td>専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長</td></tr><tr><td>地域公共交通の利用者</td><td>市川市コミュニティバス実行委員会</td><td>北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長</td></tr><tr><td>運輸支局</td><td>国土交通省関東運輸局千葉運輸支局</td><td>首席運輸企画専門官</td></tr><tr><td>学識経験者</td><td>交通工学学識経験者</td><td>交通工学関係大学教授</td></tr><tr><td>道路管理者</td><td>首都国道事務所 東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所市川市</td><td>副所長 副所長 次長 道路管理課長</td></tr><tr><td>公安委員会</td><td>市川警察署 行徳警察署</td><td>交通課長 交通課長</td></tr><tr><td>一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体</td><td>京成バス労働組合 京成トランジットバス株式会社</td><td>市川分会 分会長 従業員代表</td></tr></table>	区 分	対象組織	役 職	市町村	市川市	道路交通部長	公共交通事業者	京成バス株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成タクシー市川株式会社 有限会社武藤自動車	営業部長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役	各公共交通関係団体	一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長	地域公共交通の利用者	市川市コミュニティバス実行委員会	北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長	運輸支局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	学識経験者	交通工学学識経験者	交通工学関係大学教授	道路管理者	首都国道事務所 東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所市川市	副所長 副所長 次長 道路管理課長	公安委員会	市川警察署 行徳警察署	交通課長 交通課長	一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 京成トランジットバス株式会社	市川分会 分会長 従業員代表
区 分	対象組織	役 職																																																											
市町村	市川市	道路交通部長																																																											
公共交通事業者	京成バス株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成タクシー市川株式会社 有限会社武藤自動車	営業部長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役																																																											
各公共交通関係団体	一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長																																																											
地域公共交通の利用者	市川市コミュニティバス実行委員会	北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長																																																											
運輸支局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官																																																											
学識経験者	交通工学学識経験者	交通工学関係大学教授																																																											
道路管理者	首都国道事務所 東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所市川市	副所長 副所長 次長 道路管理課長																																																											
公安委員会	市川警察署 行徳警察署	交通課長 交通課長																																																											
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 京成トランジットバス株式会社	市川分会 分会長 従業員代表																																																											
区 分	対象組織	役 職																																																											
市町村	市川市	道路交通部長																																																											
公共交通事業者	京成バス株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成タクシー市川株式会社 有限会社武藤自動車	営業部長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役																																																											
各公共交通関係団体	一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長																																																											
地域公共交通の利用者	市川市コミュニティバス実行委員会	北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長																																																											
運輸支局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官																																																											
学識経験者	交通工学学識経験者	交通工学関係大学教授																																																											
道路管理者	首都国道事務所 東日本高速道路㈱関東支社千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所市川市	副所長 副所長 次長 道路管理課長																																																											
公安委員会	市川警察署 行徳警察署	交通課長 交通課長																																																											
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 京成トランジットバス株式会社	市川分会 分会長 従業員代表																																																											

3.バス・タクシー就職説明会について

1.運転士等の募集説明会の開催

令和5年度に引き続き、市川市公共交通協議会主催のバス運転士・タクシー乗務員の募集説明会を開催中。

2.令和6年度 開催概要

	第1回(実施済み)	第2回(予定)
開催日	令和6年7月18日(木) 18時～20時	令和7年2月23日(日) 13時30分～15時30分
主 催	市川市公共交通協議会	市川市公共交通協議会 船橋市地域公共交通活性化協議会
開催場所	行徳公民館(市川市)	全日警ホール(市川市八幡市民会館)(市川市)
参加企業	●バス会社(4社) 京成バス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成バスシステム株式会社、東京ベイシティ交通株式会社 ●タクシー会社(6社) ヒノデ第一交通株式会社、京成タクシー市川株式会社、八幡交通株式会社、浦安タクシー有限会社、有限会社武藤自動車、東洋タクシー有限会社	●未定 市川市・船橋市で営業している事業者には今後参加の呼びかけ バス会社 市川市:5社 船橋市:6社 タクシー会社 市川市:7社 船橋市:13社
参加者	12名	—
採用実績	0名	—
周知 (市川市)	SNS(LINE、facebook、X)、掲示(自治会掲示板、事業者HP、鉄道駅(JR 以外)、公民館、図書館、ハローワーク市川、バス車内、市役所第1庁舎、第2庁舎、デジタルサイネージ)	

3.令和6年度 第1回説明会の参加状況等

・参加人数

12名(20代1名、30代3名、40代4名、50代2名、60代2名)

・説明会の情報源(複数回答あり)

自治会掲示板 6名、広報誌 1名、HP 2名、バス車内 1名、その他 3名

以上

市川市公共交通協議会 各位

京成トランジットバス株式会社

弊社原木線（本八幡駅～二俣新町駅入口・妙典駅）の事業方針につきまして

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本八幡駅を起点として原木中山駅・妙典駅・二俣新町駅入口を結ぶ路線バスの事業方針につきまして、下記の通りご報告させていただきますと共に、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事業方針につきまして

本路線につきましては、2009 年に前運行事業者から路線譲受し、運行を始めさせていただきました。しかし、前運行事業者運行時から原木 IC 付近の慢性的な渋滞等による遅延からご利用状況が低調に推移している状況でございました。弊社では、妙典橋開通による路線の新設などによる収支改善策などを実施してまいりました。しかし、改善の見込みが依然として立たない中でコロナ禍を起因としたご利用者数の減少や運転士の労働基準改善対応による減便などから主力路線も低迷し、当路線の維持が難しい状況となりました。このことから千葉県バス対策地域協議会葛南分科会にて協議を実施した結果、当該路線を 2025 年 4 月 1 日にて廃止することを決定いたしました。

2. 事業方針決定に関わる理由につきまして

① 平均乗車人員について

ダイヤ改正前 6.86 人／1 便 ダイヤ改正後 6.8 人／1 便

2023/3/31 までの平日便数：7 便、2024/4/1 以降の平日便数 5 便へ減便しておりますが、便あたりの乗降人数に大きな変化は見られず、二俣小学校生徒等の利用も 1 名程度となっています。

② その他要因

- ・コロナ過によるテレワークの浸透や健康志向をはじめとした徒歩・自転車移動の増加が収束後も続いたことや改善基準告示（バス運転者の労働基準改正）に伴う減便による主力路線の減収
- ・物価高騰による人件費・燃料費・車両維持費などの運行経費増による赤字拡大

3. 関係各所へのご報告等につきまして

- ① 信篤二俣地区連合自治会様へ 2024 年 9 月 8 日に説明済
- ② 市川市立二俣小学校様へ 2024 年 10 月 22 日に説明済

以上

路線図

